

第 15 回議会改革特別委員会

日時：令和 7 年 4 月 14 日（月）午前 9 時 00 分～

場所：市役所 3 階 委員会室

◎今回の委員会では、次の事項について協議・検討を行いました。

1) 議会活性化の検討について（一般質問について）

当市議会の一般質問は、合併当初から 10 名以上の議員より通告され議論されていたが、議員定数削減等により一般質問者が少数で推移しており、議員の質問力が議会力となるため一般質問等について協議・決定し、合わせて議会申し合わせ事項について改訂をした。

改正点は次のとおり

- ① 一般質問を行っていない副議長について、一般質問権の付与。
一般質問の発言者について、全議員（議長を除く。）とし、副議長については、地方自治法第 106 条第 1 項に基づき、議長に事故があるときは、一般質問の取り下げ申し出をする。
- ② 議会選出監査委員の質問事項について
議会選出の監査委員について、職務上知り得た内容については、その職責を考慮し、通告除外とする。
- ③ 一般質問発言の順位の明確化
一般質問の発言者の順位は、通告書の提出順とする。

2) 本会議場における水分補給について

昨今の気象状況などによる健康管理等を鑑み、水分補給を可能とすることが全国的に広まっており、また、標準傍聴規則の一部改正で熱中症対策や感染予防など体調管理のための水分補給について市町村判断とされたため、議場での水分補給を可能とした。

なお、傍聴規則改正について、本市議会傍聴規則の改正については、次回の委員会開催に持ち越しとした。